

茨城県における水道事業の経営の一体化に関する基本協定の一部を変更する協定

茨城県（以下「県」という。）、茨城県企業局（以下「県企業局」という。）並びに茨城県古河市、石岡市、結城市、笠間市、常陸大宮市、筑西市、稲敷市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、大洗町及び城里町、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、阿見町及び河内町並びに結城郡八千代町並びに栃木県下都賀郡野木町（以下「関係団体」という。）は、県、県企業局及び関係団体が令和7年2月26日に締結した茨城県における水道事業の経営の一体化に関する基本協定（以下「原協定」という。）に下妻市、常総市、鹿嶋市、潮来市、坂東市、かすみがうら市及び湖北水道企業団が加わることに合意し、原協定の一部を変更する協定を次のように締結する。

（前文の変更）

第1条 原協定前文中「茨城県古河市、石岡市、結城市、笠間市、常陸大宮市、筑西市、稲敷市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、大洗町及び城里町、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、阿見町及び河内町並びに結城郡八千代町並びに栃木県下都賀郡野木町（以下「関係団体」という。）」を「茨城県古河市、石岡市、結城市、下妻市、常総市、笠間市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、大洗町及び城里町、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、阿見町及び河内町並びに結城郡八千代町並びに湖北水道企業団並びに栃木県下都賀郡野木町（以下「関係団体」という。）」に改める。

（効力の発生）

第2条 この協定は、令和8年2月5日から効力を生ずるものとする。

本協定の証として、本書30通を作成し、各自1通を保有する。

令和8年2月5日

※本掲載資料においては、締結団体の長の記名部分は省略しています。